

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530070

研究課題名(和文) 東アジアの経済刑法

研究課題名(英文) Economic Criminal Law in Eastern Asia

研究代表者

高山 佳奈子 (Takayama, Kanako)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30251432

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：日本・中国・台湾・韓国などの東アジア諸国では、従来、それぞれソビエト連邦法、ドイツ法、日本法などの影響下に独自の刑事制度を発展させてきた。経済刑法もその一部であり、個別に発生する問題に対処するための立法が多かった。しかし、経済活動の国際化に伴い、各国に共通する問題が見出されるとともに、その対策においても、相互の方法を参照する意義が高まっていることが、本研究によって明らかになった。その意義は、個別具体的な立法のみでなく、刑法総論や制裁制度論全般に及んでおり、今後研究を継続する必要性もまた示された。

研究成果の概要(英文)：Traditionally, Eastern Asian countries such as Japan, China, Taiwan or South Korea have independently developed their own criminal legal system under the influence of legal systems of Soviet Union, Germany or Japan. Economic criminal law has been one branch of it and legislation in this area has been mostly tackling concrete problems emerging newly. However, this study has clarified that in this field more and more common problems are emerging as economic activities are globalizing. In order to combat them, it is important for these countries to learn from each other their methods to solve them. This importance is not limited to concrete legislation but ranges over general principles of criminal law and sanctions systems in general, what indicates the necessity to continue analysis and proposal in the area.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑事法学 比較法 経済犯罪 東アジア

## 1. 研究開始当初の背景

近年、わが国や欧米諸国ばかりでなく、東アジア地域でも、社会及び経済のグローバル化に対応して経済犯罪および経済刑法の各領域で、重要な立法・法改正が相次いでおり、その処罰範囲や国外犯処罰規定の変遷もめざましい。しかし、その変化の激しさと広範さのあまり、研究者も法曹実務家も、これに対応しきれず、ましてや、近隣諸国での変化にはほとんど対応できていない。そのため、実務においては、たとえば債務超過・倒産局面で、海外子会社の役員が現地国に入ったときに刑事責任を問われないか、という深刻かつきわめて身近な問題が生じているのに、これに対して十分な情報提供すらできていない。くわえて、次代の法曹を担う実務家教育において、経済犯罪および経済刑法の体系的で整理された教育は、まったく不十分といつてよい。とりわけ問題となるのは、東アジア諸国との比較研究である。

中国を中心とするアジア経済の発展とともに、これらの諸国での経済犯罪の増大が進んでおり、経済刑法の整備が行われつつあり、現状と課題を明らかにすることが重要となっている。それは単に理論的課題であるにとどまらず、日本企業の東アジアでの経済活動においても、重要な意味を持つ。

## 2. 研究の目的

これらの諸国の法制度について知識を欠く状態では、法に触れる行為を行い、トラブルや刑事制裁の対象となる可能性がある。したがって、本研究は、アジア各国で国際ビジネスを展開する日本企業の実務にとっても、コンプライアンス体制構築の面で有益な知見をもたらすことを目的としている。

## 3. 研究の方法

東アジア諸国の経済刑法・経済犯罪に関しては、日本の研究者が独力で調査を行うことには多くの困難があり、東アジア諸国の研究者に直接に取材する方法が効果的である。そこで、アジアで開催される国際学会でのセッションの企画、および、海外の研究者を招へいしての国際ワークショップおよびシンポジウムの開催を行った。ただし、東アジア諸国との比較研究を行う上で、これら諸国が継受している欧米諸国の経済犯罪・経済刑法に関する知見も必要不可欠であるため、その研究も進めた。検討対象分野としては、国際犯罪学会世界大会の成果をふまえ、証券・金融犯罪を中心とするが、他に、経済法、財産犯、法人処罰、制裁法体系の構築、手続法等の問題も可能な範囲で取り上げた。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

日本・中国・台湾・韓国などの東アジア諸国では、従来、それぞれソビエト連邦法、ドイツ法、日本法などの影響下に独自の刑事制度を発展させてきた。経済刑法もその一部であり、個別に発生する問題に対処するための立法が多かった。しかし、経済活動の国際化に伴い、各国に共通する問題が見出されるとともに、その対策においても、相互の方法を参照する意義が高まっていることが、本研究によって明らかになった。その意義は、個別具体的な立法のみでなく、刑法総論や制裁制度論全般に及んでおり、今後研究を継続する必要性もまた示された。

本課題で実施した研究の概要は次のとおりである。

#### 定例の研究会の開催

2012年4月、7月、10月、2013年1月、4月、7月、11月、2014年2月、4月、7月、11月、2015年1月にメンバーの参加を得て研究会を開催した。シンポジウムの企画、研究成果公表の準備を行い、最近の関連立法や外国法、実務の展開について報告・討論を行った。メンバーによる発表だけでなく、2013年1月13日には会社法研究者である山田泰弘(研究協力者)を招いて講演「会社法改正と罰則の検討 商法学の視点から」を実施した。また、東アジア諸国の刑法理論に影響を与えている、ドイツ法を中心とした欧米諸国法の観点から執筆されている、クラウス・ティーデマン古稀祝賀論文集の「経済刑法に関する論文の共同研究も行った。

#### 海外学会への参加

2012年6月23・24日に武漢大学(中国)で開催された刑法シンポジウム「社会の変化と法学の発展」に参加し、「資本市場の発展と金融・証券犯罪の規制」セッションにおいて、松宮(研究分担者)が報告「記号再生と強制執行妨害罪」を、また齊藤豊治(連携研究者)が報告「市場競争の激化と経済犯罪の規制 証券犯罪を中心に」を担当し、高山(研究代表者)が報告「企業不祥事と過失犯の成否」のコメンテーター、また張(研究分担者)が報告・討論の通訳を務めた。なお、このシンポジウムでは、中国だけでなく韓国・台湾・ドイツ・英国などからも報国があり、東アジアを中心とする各国研究者との学術交流を進めることができた。

2013年3月16・17日に華東政法大学でシンポジウム「日中クレジットカード犯罪の比較」を開催し、品田(研究分担者)・松宮・神例(研究分担者)が研究報告を行うとともに、中村悠人(研究協力者)がコメンテーター、張(研究分担者)が通訳を務めた。

#### 国内でのシンポジウム等の開催

2014年6月に大阪商業大学で開催されたアジア犯罪学会においてセッション「東アジアの経済犯罪(1)(2)」を企画し、武漢大学・台湾大学の研究者を招へいして活発な意見交換を行った。

この成果をふまえ、2014年7月に甲南大学にて開催された日本刑法学会関西部会において共同研究「経済刑法の理論的基礎とグローバル化のインパクト」を実施し、関連テーマについてさらに理論的深化・精密化を図った。

2014年11月には華東政法大学・山東大学の研究者を招へいして「日中経済刑法研究会」を京都大学で開催し、「悪質商法、詐欺罪と経済刑法」を中心テーマとして両国からの報告を得、最新の實務・理論の比較検討を行った。

#### 出版

『新経済刑法入門(第2版)』において、「法人の刑事責任」「経済犯罪の対策」「企業の内部統制と経済犯罪」「経済事犯の発見と監視機構」「会社法上の犯罪」「独占禁止法違反の犯罪」「知的所有権・企業情報をめぐる犯罪」等を検討し、研究分担者全員が執筆に参加し、新たな章も設けて出版を実現した。

各メンバーの論文が内外で出版された。また、武漢大学シンポジウムの記録が中国で報告書として冊子化されている。

#### (2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本課題の研究成果をもとにした論文・翻訳等の公表も国内外で順調に進んだ。特筆すべきなのは、ドイツや中国での出版も実現したことである。

中国・韓国・台湾の中堅および若手世代研究者との間で、単に自国の法制度や事件を紹介しあうのではなく、刑事法の体系や制度論にわたる理論的な検討ができるようになったことは、刑事法学界全体への寄与になったと考えられる。

#### (3) 今後の展望

全体として充実した成果を上げることができており、次年度以降も関連する研究を進める基盤が確実なものとなった。

将来の国際学術研究にとって有益と考えられる、日本の留学生、および、留学後に母国の有力大学の教職に就いた優れた若手研究者との研究協力関係の構築は、大きな実績として挙げられる。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計26件)

\_\_\_高山佳奈子「没収・追徴(2)(キャッツ株不正操作事件)」金融商品取引法判例百選(2013年)214-215頁

\_\_\_高山佳奈子「行政制裁法の課題 総説」法律時報1066号(2013年)4-6頁

\_\_\_Kanako Takayama, Landesreferat zum Thema des strafrechtlichen Umgangs mit Produktgefahren in Japan, in: Georg Freund / Frauke Rostalski (Hrsg.), Strafrechtliche Verantwortlichkeit fuer

Produktgefahren, 2015, S. 73-81.

\_\_\_高山佳奈子「無銭飲食・宿泊」刑法判例百選II各論(第7版)(2014年)106-107頁

\_\_\_山本雅昭「官製談合の刑事規制」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集(2012年)167-182頁

\_\_\_山本雅昭「諸制裁の性質 刑法の視点から」法律時報1066号(2013年)14-19頁

\_\_\_神例康博「法人処罰論の課題 近時の理論展開を踏まえて」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集(2012年)73-91頁

\_\_\_神例康博「日本における『支払用カード電磁的記録に関する罪』」立命館法学351巻(2013年)397-408頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/13-5/kanrei.pdf>)

\_\_\_神例康博「日本刑法中“有関支用磁下電磁記録的犯罪”」劉憲樞編『涉金融下犯罪研究專題』刑法学研究第10巻(2013年、上海人民出版社)69-75頁

\_\_\_Yasuhiro Kanrei, Probleme einer (straf-)rechtlichen

Produktverantwortlichkeit in Japan, in: Georg Freund / Frauke Rostalski (Hrsg.), Strafrechtliche Verantwortlichkeit fuer Produktgefahren, 2015, S. 73-81.

\_\_\_松原英世「民意と刑事政策」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集(2012年)389-414頁

\_\_\_松原英世・岡本英生「刑法・刑罰の捉え方と刑事政策の関係について 予備調査の結果から」愛媛法学会雑誌41巻3・4号(2015年)43-53頁

(<http://iyokan.lib.ehime-u.ac.jp/dspace/handle/iyokan/44xx>)

\_\_\_品田智史「特別刑法と罪刑法定主義 粉飾決算事件を素材として」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集(2012年)29-41頁

\_\_\_品田智史「クレジットカードシステムと背任罪」立命館法学351巻(2013年)397-408頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/13-5/shinada.pdf>)

\_\_\_品田智史「信用下系統与背任罪」劉憲樞編『涉金融下犯罪研究專題』刑法学研究第10巻(2013年、上海人民出版社)76-84頁

\_\_\_品田智史「クラウド・ティードマン記念論文集の紹介(1)」立命館法学353号(2014年)259-278頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/14-1/007asada.pdf>)

\_\_\_品田智史「背任罪における図利加害目的」刑法判例百選II各論(第7版)(2014年)146-147頁

\_\_\_張小寧「証券犯罪の総合的研究(3) 実効的規制のための基礎的考察」立命館法学344号(2012年)2336-2414頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/12.../ZHANGXiaoNing.pdf>)

\_\_\_松宮孝明「暴力団員のゴルフ場利用と詐

欺罪」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集(2012年)147-166頁

松宮孝明「強制執行妨害罪の運用傾向について」立命館法学 345・346号(2012年)3817-3833頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/12-56/matsumiya.pdf>)

21 松宮孝明「クレジットカード使用と詐欺罪」立命館法学 351 巻(2013年)373-384頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/13-5/matsumiya02.pdf>)

22 松宮孝明「使用信用下与詐欺罪」劉憲権編『涉信用下犯罪研究專題』刑法学研究第10巻(2013年、上海人民出版社)61-68頁

23 松宮孝明「拳動による欺罔と詐欺罪の故意」町野朔先生古稀記念論文集上巻(2014年)529-547頁

24 松宮孝明「詐欺罪と機能的治安法 ゴルフ場詐欺事件および近年の諸判例を手掛かりにして」生田勝義先生古稀祝賀論文集(2014年)361-390頁

25 松宮孝明「誤振込みと財産犯・再論」川端博先生古稀祝賀論文集下巻(2014年)267-289頁

26 松宮孝明「日本とドイツにおける構成要件論の異同 小野清一郎の構成要件論を手掛かりにして」立命館法学 357・358号(2014年)1787-1808頁

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/14-56/010matsumiya.pdf>)

〔学会発表〕(計 19 件)

高山佳奈子「製造物責任と過失犯」(招待講演)マールブルク大学シンポジウム「刑事製造物責任」(2013年7月18・19日、マールブルク大学、ドイツ)

高山佳奈子「経済刑法の理論的基礎とグローバル化のインパクト」日本刑法学会関西支部会(2014年7月27日、甲南大学)

山本雅昭「日本の独占禁止法における諸制裁」アジア犯罪学会(2014年6月26~29日、大阪商業大学)

山本雅昭「諸制裁の性質」日本刑法学会関西支部会(2014年7月27日、甲南大学)

山本雅昭「日本における経済犯罪と二重処罰」国際シンポジウム「経済活動秩序と刑法制裁」(2014年12月5日、玄奘大学、台湾)

神例康博「クレジットカード犯罪の保護法益」華東政法大学シンポジウム「日中クレジットカード犯罪の比較」(2013年3月16・17日、華東政法大学、中国)

神例康博「製造物責任と法人処罰」(招待講演)マールブルク大学シンポジウム「刑事製造物責任」(2013年7月18・19日、マールブルク大学、ドイツ)

松原英世「民意と刑事政策」瀬戸内刑事法研究会(2014年1月14日、香川大学)

松原英世「規制のハーモナイゼーション

と刑法」アジア犯罪学会(2014年6月26~29日、大阪商業大学)

松原英世「規制のハーモナイゼーションと刑法観の変化」日本刑法学会関西支部会(2014年7月27日、甲南大学)

松原英世・岡本英生「人々はどのように刑事政策を選択しているのか?」日本法社会学会大会(2014年5月10日、大阪大学)

品田智史「クレジットカード犯罪における財産的損害」華東政法大学シンポジウム「日中クレジットカード犯罪の比較」(2013年3月16・17日、華東政法大学、中国)

松宮孝明「企業再生と強制執行妨害罪」武漢大学シンポジウム「社会の変化と法学の発展」(2012年6月23・24日、武漢大学、中国)

平山幹子「証券犯罪と刑事規制」アジア犯罪学会(2014年6月26~29日、大阪商業大学)

平山幹子「証券犯罪と刑事規制」日本刑法学会関西支部会(2014年7月27日、甲南大学)

嘉門優「経済刑法と法益論」アジア犯罪学会(2014年6月26~29日、大阪商業大学)

嘉門優「経済刑法と法益論」日本刑法学会関西支部会(2014年7月27日、甲南大学)

永井善之「コンピュータに関係する経済犯罪 電子計算機使用詐欺罪を中心に」日中経済刑法研究会シンポジウム(2014年11月18日、京都大学)

大下英希「悪質商法と経済犯罪 ねずみ講・マルチ商法の規制を題材にして」日中経済刑法研究会シンポジウム(2014年11月18日、京都大学)

〔図書〕(計 4 件)

齊藤豊治・松宮孝明・山本雅昭・神例康博・前嶋匠・高山佳奈子・松原英世・平山幹子・中島洋樹・嘉門優・大下英希・品田智史ほか『新経済刑法入門(第2版)』(2013年、成文堂、全360頁)

松宮孝明・平山幹子ほか編訳『ギュンター・ヤコブス著作集(第1巻)犯罪論の基礎』(2015年、成文堂、全279頁)

松原英世『刑事制度の周縁 刑事制度の在り方を探る』(2014年、成文堂、全258頁)

前田忠弘・松原英世・平山真理・前野育三『刑事政策がわかる』(2014年、法律文化社、全209頁)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

高山 佳奈子 (TAKAYAMA, Kanako)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号： 30251432

(2)研究分担者

山本 雅昭 (YAMAMOTO, Masaaki)  
近畿大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 30380124

神例 康博 (KANREI, Yasuhiro)  
岡山大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 40289335

松原 英世 (MATSUBARA, Hideyo)  
愛媛大学・法文学部・教授  
研究者番号： 40372107

品田 智史 (SHINADA, Satoshi)  
大阪大学・法学(政治学)研究科(研究員)・  
准教授  
研究者番号： 60542107

張 小寧 (ZHANG, Xiaoning)  
2012年度のみ

(元)立命館大学・研究員  
研究者番号： 61588408

松宮 孝明 (MATSUMIYA, Takaaki)  
立命館大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 80199851

(3)連携研究者

斉藤 豊治 (SAITO, Toyoji)  
(元)大阪商業大学・経営学部・教授  
研究者番号： 00068131

平山 幹子 (HIRAYAMA, Motoko)  
甲南大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 10388754

佐川 友佳子 (SAGAWA, Yukako)  
香川大学・法学部・准教授  
研究者番号： 10555353

嘉門 優 (KAMON, Yu)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号： 40407169

永井 善之 (NAGAI, Yoshiyuki)  
金沢大学・法学系・准教授  
研究者番号： 50388609

大下 英希 (OSHITA, Hideki)  
立命館大学・法務研究科・准教授  
研究者番号： 50441720

中島 洋樹 (NAKASHIMA, Hiroki)

関西大学・法務研究科・准教授  
研究者番号： 60403797

井上 宜裕 (INOUE, Takahiro)  
九州大学・法学研究科・准教授  
研究者番号： 70365005

前嶋 匠 (MAESHIMA, Takumi)  
愛知大学・法学部・准教授  
研究者番号： 80441442